

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年1月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200108 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200042 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日に訂正し、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日まで

私は、A 社が経営する B 事業所に勤務していたが、B 事業所の経営が C 社に譲渡されたため、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から同社と雇用契約を交わして勤務することとなった。

年金の記録では 2018 (平成 30) 年 12 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、請求期間についても、同社に継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び請求者の住所地である D 市が提出した請求者に係る給与支払報告書によると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額並びに A 社の社会保険事務及び給与計算事務を受託していた社会保険労務士が提出した請求者に係る賃金台帳で確認できる報酬月額から 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 31 年 4 月 1 日とする届出を年金事務所に対し行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、社会保険労務士が提出した健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載されている請求者の資格喪失年月日も平成 30 年 12 月 1 日とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず (年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200109 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200043 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日に訂正し、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日まで

私は、A 社が経営する B 事業所に勤務していたが、B 事業所の経営が C 社に譲渡されたため、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から同社と雇用契約を交わして勤務することとなった。

年金の記録では 2018 (平成 30) 年 12 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、請求期間についても、同社に継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び請求者の住所地である D 市が提出した請求者に係る給与支払報告書によると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額並びに A 社の社会保険事務及び給与計算事務を受託していた社会保険労務士が提出した請求者に係る賃金台帳で確認できる報酬月額から 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 31 年 4 月 1 日とする届出を年金事務所に対し行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、社会保険労務士が提出した健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載されている請求者の資格喪失年月日も平成 30 年 12 月 1 日とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず (年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200110 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200044 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日に訂正し、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日まで

私は、A 社が経営する B 事業所に勤務していたが、B 事業所の経営が C 社に譲渡されたため、2019 年 (平成 31) 年 4 月 1 日から同社と雇用契約を交わして勤務することとなった。

年金の記録では 2018 (平成 30) 年 12 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、請求期間についても、同社に継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び請求者の住所地である D 市が提出した請求者に係る給与支払報告書によると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額並びに A 社の社会保険事務及び給与計算事務を受託していた社会保険労務士が提出した請求者に係る賃金台帳で確認できる報酬月額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 31 年 4 月 1 日とする届出を年金事務所に対し行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、社会保険労務士が提出した健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載されている請求者の資格喪失年月日も平成 30 年 12 月 1 日とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず (年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200102 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200007 号

第 1 結論

昭和 57 年 2 月から昭和 59 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 2 月から昭和 59 年 5 月まで

私は、A 市の B 事業所に勤務していた頃、社会保険に加入できなかったため国民健康保険と国民年金に加入していた。自宅に支払の書類が届いたので、毎月納めたことを記憶している。しかし、国民年金の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、初めて国民年金の加入手続が行われた場合は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、請求者が提出した年金手帳の国民年金の記号番号「*」については、日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 5 月 2 日に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点において、請求期間のうち昭和 57 年 2 月から昭和 59 年 3 月までの国民年金保険料については、時効のため納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を請求者の主張どおり納付するためには、請求者に対し、「*」とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要であるが、請求者が請求期間当時住民登録をしていたとする A 市は、請求者に対する国民年金の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、日本年金機構も請求者に対し、「*」とは別の国民年金の記号番号の払出しはない旨回答していることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を毎月郵便局で納付した旨主張しているが、A 市は、現年度保険料が納付できる金融機関に郵便局は含まれていない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200111 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200008 号

第 1 結論

昭和 61 年 7 月 26 日から昭和 62 年 4 月 21 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 7 月 26 日から昭和 62 年 4 月 21 日まで

私は短大卒業後に入社した会社を退職する時に、総務の方から役場に行ってちゃんと手続をするように言われたので、自分で A 市役所で手続をして国民年金保険料を支払った。途中 5 か月ほど国民年金保険料を支払っていない時期があるが、それ以外の時期はきちんと納付をしていたと思うので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 7 月に退職した後、A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の新規資格取得日は平成元年 12 月 21 日と記録されていることが確認でき、当該資格取得日より前に、請求者が国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の資格取得日より前に別の国民年金の記号番号の払出しが必要となるが、A 市は請求者に国民年金の記号番号を払い出した記録は確認できないと回答していること、日本年金機構は請求者に「*」以外の国民年金記号番号の払出しは確認できない旨回答していること、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名（旧姓を含む。）を複数の読み方により検索したが、請求者の請求期間における国民年金の被保険者記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。